

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	中央卸売市場	
許 認 可 等 名	市場施設の使用の許可	
根 拠 法 令	徳島市中央卸売市場業務条例	
根 拠 条 項	第62条第2項	
連 絡 先	(電話 628 - 2759)	
審 査 基 準	基 準	<p>(施設の使用指定)</p> <p>第62条 (略)</p> <p>2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、売買参加者その他前項に規定する者以外の者に対して、市場施設の使用を許可することができる。</p> <p>3 前項の許可を受けた者は、許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。ただし、公共的な目的のために使用することにつき市長の承認を受けた者については、この限りでない。</p> <p>4 前項の保証金の額は、第68条第2項の規定による使用料月額額の6倍に相当する額の範囲内において規則で定める。</p> <p>5 第8条第2項及び第3項、第9条、第10条第1項及び第11条の規定は、第3項の保証金について準用する。</p> <p>徳島市中央卸売市場業務条例施行規則 (市場施設の使用申請等)</p> <p>第69条 条例第62条第1項及び第2項の規定による市場施設の使用指定又は許可を受けようとする者は、市場施設使用/指定/許可/申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、市場施設の使用を許可した後においても、必要があると認めるときは、その内容の一部を変更することができる。</p> <p>* 市場施設使用指定/許可申請書は、別紙様式第52号とする。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数 15日(休日を除く)
	(設定しないものについてはその理由)	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)